

G X 関連融資に係る

国の利子補給事業連動型給付金取扱要領

(令和5年7月20日経済局長決裁)

この要領は、G X 関連融資に係る国の利子補給事業連動型給付金交付要綱（令和5年7月20日経済局長決裁）（以下「要綱」という。）に基づく給付金の手続について必要な事項を定める。

- 1 交付対象者は、指定金融機関からの融資実行を受けた資金が、国の利子補給事業の対象事業として確定通知を受けたら、給付金交付の申請、実績報告及び交付請求に関する委任状（別記様式）、その他申請にあたり必要な書類を金融機関に提出する。また、給付金を受領する口座の情報を取扱金融機関へ提供する。
- 2 金融機関は委任状を添えて、1 交付対象者につき、1 申請として、要綱第6条に基づき、以下の書類を市長に提出する。
 - G X 関連融資に係る国の利子補給事業連動型給付金交付申請兼実績報告書
 - 給付対象資金の融資実行が確認できる書類
 - 給付対象資金の支払見込み利子が確認できる書類
 - 国の利子補給事業の補給が確認できる書類（添付書類の写しも併せて提出すること）
 - ・ 交付決定通知書の写し
 - ・ 実績報告書の写し
 - ・ 確定通知書の写し
 - 【法人の場合】登記事項証明書の写し（3か月以内）
 - 【個人の場合】印鑑証明書の写し（3か月以内）、事業所の場所が確認できる書類
 - 市税の滞納がないことの証明書（30日以内）
- 3 市長は、指定金融機関からの申請及び実績報告に基づき、確認を行い、速やかに交付決定を行い、指定金融機関に通知する。
- 4 指定金融機関は、給付金の交付決定兼確定通知を受けた場合、要綱に規定する給付金交付請求書を市長に提出する。
- 5 市長は、請求書を受け取った後、速やかに給付事業者に入金する。

附則

この要領は、令和5年7月20日から実施する。

別記様式

年 月 日

委任状
(GX関連融資に係る国の利子補給事業と連動した給付金)

取扱金融機関 様

住所
所在地
企業名
代表者名
電話番号
※委任者の署名又は記名押印

私は、GX関連融資に係る国の利子補給事業連動型給付金交付要綱第6条の規定による給付金の交付申請、実績報告及び同第9条の規定による給付金交付請求の一切の行為に係る権限を委任します。
なお、暴力団等反社会的勢力との関係を有していないことを誓約します。

金融機関記入欄

振込口座番号